

生江孝之の児童保護思想

——『社会事業綱要』を中心に——

常盤会短期大学

金子真知子

はじめに

生江孝之(1867~1957)が、本格的に社会事業研究に取り組みはじめたのは、4年間の欧米遊学から帰国して1904年のことである。日露戦争が勃発したこの年、生江は、「挙国一致、如何なる難関をも征服し、勝利に邁進すべし」と「出征軍人家族慰安、授産、救護及び保育」することを目的に設立された神戸市婦人奉公会の嘱託として就任し、授産救護、保育に関し全責任を負わされている。(『わが九十年の生涯』、昭和33)その後の様子を同書にみると次のようである。

「最初、明治三十七年六月に神戸市内ニヶ所に保育所を創設したが、これが自然に拡大され七ヶ所に及び二ヶ年間の乳幼児保育数四千五百人、延べ七万二千四百余人の多きに達した。これはわが国に於て未経験事業であったが、幸い、二ヶ年間婦人会員の真剣な努力と、保母の不撓の精神と相俟、好成績を修め得た。

この保育所は内務省から模範施設の一つとして推荐され、戦後奉公会は解散したが、保育所は戦役記念保育会として残されている。

生江はこの後1909年から15年間、内務省嘱託として活動し、児童保護に関して特に強い関心を示し、多くの論文、著作等を残している。明治後半期から大正にかけての時期は、保育要求が多面化し、社会事業が登場し、明治当初から設立された幼稚園を中心とする保育制度が再検討され、整備されていく時期である。このような時期に、生江が展開した児童保護思想は、その後の日本の保育を方向づける重要な役割を果たしたといえるので、以下彼の思想の特徴についてみてみたい。

1. 社会連帯論

生江孝之は主著『社会事業綱要』(大正12)のなかで、彼の社会事業における基本的理念を明らかにしている。その一つがヨーロッパに発し、わが国でもとりいれられた社会連帯思想であり、生江はこの考えを基礎に示している。しかし大正後期から昭和にかけての社会連帯論は、これに反する社会主義的立場からの社会事業論と並存している。この両極からの論争激化のなかで生江は、フランスの法律学者レオン・アルジョアの社会有機体論をとりいれながら、「社会も亦皆各自特別の職能を有し、各人皆従属的關係を有す。之を

社会分業と稱す」とし、「社会の一部に弱者貧者の保護を要するものがある場合には、社会的強者富者が之を保護するの義務を有するは自然の道理」であると述べる。これは、生江によれば「正義の観念」であって、弱者を擁護し向上せしむるという意味での社会共同論、すなわち、社会連帯は議論の余地がないとして、基底に与えられている。(『社会事業綱要』)

しかし、先に述べたように生江とは立場を異にする一人で、同時期に大阪市北市民館長として組合主義の保育を展開していた志賀忠那人(1892~1938)などは、資本主義的矛盾のなかで窮乏化していく大衆のなかにはセツウーとして入り込み、彼らを単に弱者とはみず、その「大衆」をこそ、社会事業推進の主体とし、彼らを組合として組織化していくことに自らの任務を見いだしている。生江はこういった動きや理論をほとんど無視して、「正義」としての社会連帯論を打ち立てようにもとれるのである。

2. 子どもの権利思想

生江は、社会連帯論を基礎に子どもに関して次のような立場をとる。

「児童は対象とする場合に於ては相互協力、自他の責任を児童に要求し能はざるも、而も保護の任にある社会は彼等を擁護するを以て社会全体の責任と考ふるべき」である。

彼の理念のなかで、従来保育史上最も評価されてきたのは、保護されることを児童の権利としてとらえて来であろう。一方でそのような弱者への保護という態度でなく、一個人の人格をもった存続として児童をみたときに、その権利意識が現れなければならない。この点について、生江は次のように述べている。

「児童は生れながらにして其の父母若くは其国家社会に要求すべき少なくとも三つの権利がある。一は立派にはんど貰ふ事、次は立派に養育して貰ふ事である。之等は无父家庭即ち其の父母に要求すべき権利であると思ふ。然し其の父母が充分に子女の権利を擁護し徹底せしむる事が出来ぬならば、国家社会が之に代らねばならぬのである。人間には生存の権利があると共に、よく生存すべき要素の具備を要求する権利を有すると信ずる」。

ここで注意しなければならないのは、子どもの権利

擁護にあたるのはまず家庭すなわち父母であり、これが不可能な場合に国家社会がその代りとなるのだといっている点である。そこで子どもを権利を保護する第一責任者である親に対し、その自覚を喚起することが要請される。そこで生江は「親心」という概念をもち出し、単なる義務観からではなく、「親心」をもつてこの責にあたるべきことを強調している。親心は「尊き情操」であり、外国に勝る「極めて高い且つ深き意義が含まれている」ものとして賛美している。

彼がこの「親心」を強調したのには一つ大きな理由があった。つまり、当時推進されようとしていた障害児、孤児、貧児、棄児などの「家庭委託制度」あるいは「母子扶助法制度」の動きと深い関連をもつものであったからである。世界的に深刻な恐慌にみまわれたこの時期、生江らの関心は、施設に収容するより、家庭にあって、その生活を保護するやり方の方に存しており、そのための社会立法（家庭扶助法・母子扶助法・児童年金法・最低賃金法など）制定に向けて、検討をしている。

3. 保育制度論

生江の児童観のもう一つの特色は、「家の宝は子供である、国の宝は民である、民強ければ国豊り、民弱ければ国衰ふ」といったわが国古来の子宝観を基礎にした国家主義にある。

「国家の隆盛はその児童の健全に重大な関係がある」との生江の立場からすると、当時の日本は、欧米諸国と比較して高い乳幼児死亡率をかかえて苦慮しており、国力増強のためにも、早急に解決すべき最も重要な問題を口づけていたと言わざるべきであろう。しかも、彼によれば「多産奨励」はまだ無理な時点であるので、何としてこの乳児死亡率を低下させる方向の具体案を提示している。

母乳奨励や胎児保護事業がそれであり、保育制度にもこの方針をうちだそうとしている。つまり、保育制度については生江によくとアメリカのもののが最良で、これととりいれた意向をもっている。具体的には次のようである。

「所謂幼稚学校に該当するものは基礎のそのの如くには多くないのである。そして保育所は必ず乳児を収容し、それ以上は年齢に達するまで収容するのを大体の方針として居るやうである。」

この「幼稚学校」とはロバート・オーエン設立のもので、3歳以上の幼児のみを収容するが、むしろこれよりも保育所普及の方が重要であるとして、なかでも乳児保育に力点を置くようと言っているものである。また

彼は、保育所と幼稚学校は全く区別すべきであるとて、当時の幼・保一元化論とは正反対の立場をとっている。

彼の主張には明治以来、日本の保育を担ってきた幼稚園のことはふれられていない。このことからも類推可能なように、この『社会事業綱要』が出版された3年後、文部省から出された「幼稚園令」についての次のように批判的意見をのべている。

「幼稚園令内に事実保育所の設置を導入せんとした事は我国の幼稚園の現状から云はば尚早の嫌を免れ得ない」²⁾

生江はむしろ内務省で保育所令を發布すべきだと考へたのである。しかし、彼は保育所について理想的には無用論をとり、更に他方有害論を主張する。つまり前者は、母親が生活の為にその子どもを預けて労働するのは極めて不自然なもので断固排せよべきだという意味である。そして、後者は、労働運動側からの主張を引きながら、保育所が設置され、夫婦共働きを可能にすると最低賃金が低下するということの意味で有害だとする論である。生江は母親労働に反対する立場からも、基本的に労働運動からの意見を認めてはいる。しかし「社会事業の立場からはその故を以て、現在労働者及び小額収入者が子女を有するのために生活の脅威を受けつつあるに拘らず、それをその儘放置して、之に対する保護救済の施設を廃止する事は出来ない」としている。³⁾

以上おきたように生江は保育所について否定的な態度であるが、社会事業について、労働運動と連動させようとした点は評価できるだろう。それにしても、母親労働に対する彼の考へは、当時大阪などにみられた都市労働層の生活実態を無視した論とみるべきだろうし、現代的な女性権利思想からも同じ直さなければならぬだろう。

労働条件悪化の波にのみまねから、家庭破壊の進行している当時、極度にその対象を限定した保育所観と理念としての生江の児童の権利思想の深淵に落ちこみ（子ども数は少なくはないはずである）。

(注)

1. 拙稿「志賀志那人の社会事業思想における保育組合の位置」(1988.3)を参照されたい
2. 生江考之「保育所の社会的意義と教育的意義」(『社会事業』第19巻第1号、昭和10年4月)
3. 同上